

日清戦争期の女性イメージ

——日本婦人矯風会機関誌における従軍看護婦の位置づけをめぐる

林 葉 子

はじめに

- 1 日清戦争と「婦人の職業」
- 2 従軍看護婦のイメージ
- 3 〈文明／野蛮〉論と「女権拡張」
おわりに

はじめに

日清戦争は、「女権拡張」論の進展の過程において、決定的な影響力を持った。しかし日清戦争と女性との関係を扱った研究は少なく、「戦争と女性」というテーマをめぐる先行研究の多くは、十五年戦争期における女性の戦争協力に^①

ついで論じたものである。本稿は、日本の女性解放運動史上、重要な役割を担った日本婦人矯風会（以下、矯風会と略記）の機関誌『婦人矯風雜誌』およびその後継誌『婦人新報』の記事を中心に、日清戦争が女性イメージの変容の過程とどのように関わっていたのかを分析し、戦争と「女権拡張」論との不可分の関係について指摘するものである。

日清戦争期の女性論の中でも、本稿が着目するのは「衛生」論との関わりで論じられた従軍看護婦のイメージである。以下に詳述するように、従軍看護婦のイメージは戦時下の女性の理想像として矯風会機関誌に繰り返し登場した。そしてその従軍看護婦という具体的イメージをともなうて強調された「衛生」論の背後で、排除されるべき「不潔」な存在として描かれたのが清や朝鮮の人々である。日清戦争はたしかに「女権拡張」論の興隆をもたらし、従軍看護婦はその「女権拡張」の象徴でもあったが、そうした「女権拡張」論をそのまま女性解放の潮流として手放しに賞賛する前に、その「拡張」された「女権」とは誰の権利であり、そこから除外されたはいかなる存在だったのかという点^②が明らかにされねばならない。

従軍看護婦のイメージによって象徴される「女権拡張」の流れはまた、「文明」の証であるとも論じられた。そしてこの「文明」論こそ、日清戦争を「野蛮」な清を導く「義戦」として正当化した論理にほかならない。日清戦争の後、日本は帝国として膨張し続け、矯風会は「平和」を唱えながらも戦争に荷担したが、本稿はまた、その矯風会の戦争協力^③の最も早い時期において、どのように戦争正当化の〈文明／野蛮〉論が女性イメージと結びつけられたのかを分析するものである。

1 日清戦争と「婦人の職業」

日清戦争期は、「家庭」論と「女子職業の時代」^③という言説とが、同時に論じられた時代である。「家庭」論は女性が家庭を守り男性が外で働くという男女分業のイメージに基づくものであるから、本来「女子職業の時代」という言説とは相容れないはずである。しかし、それら両者が同時に論じられた背景には、日清戦争開戦による社会的混乱があった。「家庭」論は家内領域の合理化論でもあったが、女性たちの活動領域を家庭内に限るという様式には、実際、非合理的な面もあり、そうした矛盾は「家庭」論が論じられ始めた当初から、その「家庭」論を支持する人々自身によって意識されていた。たとえば『婦人矯風雑誌』は「中等社会こそ社会の住民としては、最も安楽に、最も愉快なる社会なり。然るにこの安楽とこの愉快は何時迄続くかと云ふに悲しむべきは家の主君即ち良人の生存する間のみ」^④（傍点原文）と論じて、男女分業に基づく「家庭の和楽」の限界を指摘している。また日清戦争期の矯風会は軍人遺族の慰問活動を行ったが、矯風会員はそうした活動を通じて、戦時下の女性たちが「家庭」内にその活動領域をとどめられない現実と向き合わざるをえなかった。そのため矯風会は日清戦争開戦以前から論じてきた「婦人の本分を尽くすべき城とも云ふべき家庭」^⑤という主張を継続して説き続けるのと同時に、女性たちに手に職をつけるよう奨励したのである。

しかし日清戦争期における「婦人の職業」の意味は、単に夫の召集にともなう生活難を補うための消極的手段にとどまらなかった。ある『婦人矯風雑誌』の執筆者は、日清戦争に商機さえ見出して、女たちを積極的に戦争に荷担させるべく次のように論じた。

我国今や兵力を借して、彼の〔朝鮮の——引用者〕独立を助けんとし、彼の文明を助すけんとするに当り、我等婦

人も出来得るだけの力を尽くし、場合を見出して、彼れを助すけんことを欲するがためなり、旁々以て我國の婦女にして、職業の少なきに苦しむもの、一度彼の國に度らば、為すべき職業、山の如くあるを見出すを得て、自他共に益すること、言の尽くす処にあらざるべし（以下、傍点引用者）⁸⁾

そしてこの論説は、日本人の女医や女性商人が朝鮮に渡航するならば、朝鮮の女性たちが羞恥心の強さゆえに男性医師の診察を恥じたり買物も満足にできない状況を「救くふ」ことになる⁹⁾と述べて、日本人女性に対して朝鮮への渡航を勧めたのであった。

また、女性も職業に就くべしとの主張は、矯風会がかねてから取り組んでいた「廢娼」という課題とも結びついている。矯風会は芸娼妓の存在の背後に貧困の問題があるととらえており、「若し凡べての人が己れに適したる職業を、適宜なる方法によりて務むときは貧苦と云ふ者は世上にはなき筈なり」、「もしその家、その母、にして婦人の職業として生計すべき事を知らざらば、如何でかゝる浅ましき事をなさんや」と述べ、女性にも就業可能な職種を増やすことが肝心だと主張した⁹⁾。『婦人矯風雜誌』は、貧民問題と矯風問題は欧米では不可分だと捉えられているにも関わらず日本においてはその認識がないことを嘆き、海外の諸雑誌を参考に「労働問題なくして婦人問題あるはなく、婦人問題なくして労働問題あるはなし（中略）婦人問題の帰着する所、また到底社会主義たらざるを得ず」と論じている。また、欧米の女性たちの多様な職業について紹介するなど、「職業」参加を通じた「女権拡張」の流れに関心を寄せている。

この時期の矯風会の具体的取り組みとして、日本国内においては「職業教授所」としての慈愛館の設立運動があるが、娼婦に「職業」を与えることによつて「廢娼」を行うという発想は、国内のみならず海外在住の日本人娼婦をめぐる議論の中にも見出すことができる。「海外の日本人娼婦たちは―引用者」悔悟致しましても、帰ることを好まぬので御座

いますから、彼地で倶楽部をみた様なものを造つて、悔悟しました婦人を預つて、其内に守女とか、看病人を養成しても宜しいので御座います¹³。ここに論じられた子守と看護婦、とりわけ後者は、娼婦のみならず、すべての女性たちに矯風会が勧める「職業」であつた¹⁵。

矯風会機関誌はその「婦人職業案内」欄で「都も鄙もおしなべて、一般婦人の職業を求むる時代となれり」との認識を示した上で、看護婦、幼稚園保母、産婆、女医の順に、それぞれの職に就くための養成校を紹介している。看護婦については、「絶へず雇わる、ことは保証し難けれども。婦人として随分よき職業なり」と推薦している¹⁶。この記事中には「戦争以来、一層人々の目を注ぐに至たりしは、看護婦なり」とあり¹⁷、実際、矯風会機関誌においても日清戦争が始まった直後から看護婦関連の記事が増えている。その背景には、日清戦争開戦にともなう看護婦たちの軍隊内での救護活動と、その活動に対する社会的注目がある。

日清戦争の宣戦布告は一八九四年八月一日で、このときに日本赤十字社が救護班を広島予備病院へ向かわせたのが軍隊内での女性の救護活動の最初であるが¹⁸、すでにこれより以前、同年七月二日号の『婦人矯風雑誌』は、戦地への派遣を希望する看護婦たちの動きについて「赤十字社地方社員にして社長に向ひ、朝鮮に赴かんと願ひ出でしもの已に四百余名、出願者の最も多きは兵庫県にして、大坂、福島、群馬の三県之に次ぎ、他に五人十人づ、出願し来りし所も数県あり」と報じている¹⁹。また次の記事からは、自ら率先して従軍看護にあたることを願つたのは看護の専門教育を受けた女性だけではなかつたことが推測できる。

石川県金沢市尻垂坂通二丁目の山本ナオと云ふ五十余歳の婦人は、戦地に於て薪炊、看護等相応の職掌に服し、聊か国家の爲めに尽さんとて、去る四日従軍願を差出したるよし。其旅費は自弁にして、且つ所持金二百円を軍用費

の内へ猷納の義を出願に及びたりと。⁽²⁰⁾

ここでは戦地における「看護」が「薪炊」と同様に位置づけられていることがわかる。すなわち日清戦争開戦という状況下、女性たちは「婦人の職分」としての家庭内役割の延長線上に「国家の為に尽」くす道を探ろうとしたのである。その「家庭」と「戦地」を結ぶ回路が「看護」であり、女性たちは「看護」役割を通じて戦時下の国家における自らの居場所を確保しようとした。

そもそも「衛生」は、女性の家庭内役割として「家庭」論に組み込まれており、⁽²¹⁾「無学無識なる田舎婦人には何一つとして学ぶべき必要ある事なれど特に目下の急とも云ふべきは此婦人等が衛生法を知らざる事にて候」とも論じられ、⁽²²⁾その「衛生」の一部として「看護」は位置づけられていたのである。たとえば『婦人新報』の社説は次のように論じている。

人生の幸福は家庭の和楽より生じ、家庭の和楽は一家の健康より始まる〔中略〕一家の主婦たるものが家政を主宰するに際して、第一の要務とする所は家庭の衛生にして、婦人に衛生的知識あると否とは則ち家庭の幸福に大なる影響を及ぼすものなり。⁽²³⁾

そしてこの社説は続けて「家庭の衛生として婦人の心得居らざるべからざるもの」として、一般衛生（家屋衛生、被服衛生、飲食物衛生、その他一般の家庭衛生）、婦人衛生（婦人の疾病）、小児衛生、看病術の四つを挙げ、「若し一旦不幸にして家に病人を生ずるに当り、看護の其宜きを得ざるが為に癒ゆべき病も癒えざるに至る如きは、実に人生終天

の憾にあらざる」と述べ、「吾人は世の婦人が其手箱中に必ず若干の衛生書を蔵せんことを切に勧告するもの也」という一文で結んでいる。²⁴つまり「看護」は、女性の「家庭」内における必須の役割と認識されていた。「凡そ婦人たらん者は、たとひ専門の人に非ざるも一通の看護の方法を心得ざるべからず」²⁵。そして同時にその「看護」こそが、日清戦争開戦という状況下、女性たちを「家庭」の外へと導き出し「戦地」へと動員する糸口ともなったのである。

女性たちの従軍願は、先に挙げた例のように女性たちの自発的な動きとして報じられているが、そのような戦争への積極的な関与の背後には、次のような事情があった。

今は古と事かはり、婦人の世界の広くなるに随ひ、世の人々の望み給ふ処も浅からずして、戦争の開くや、人々は直ちに婦人に求めて、ナイチンゲールの如きものはなきや、國のために生命を捨てんとする婦人は無きやと叫けり。もしその中に立ちて、我等が尽くす所なく、世の希望を満足せしむることなき時は、我等は職分義務を怠たりしものとして、世人よりとまれ、捨てらるゝの恐れあり。²⁶

ここでは、女性たちの従軍看護の願い出は、単に彼女たちの自発性のみならず、その背後に「世の人々」の要請があったという認識が示されている。そしてそれが「世の希望」でもあるために、その要請に応えるよう女性たちに促さなければ、矯風会は「世人よりとまれ、捨てらるゝ」のではないかと危惧した。つまり日清戦争下の「婦人の職業」論においては、女性たち自身の思いと「世の希望」との間で、女性のあるべき姿が探られていたのであり、従軍看護婦についての議論こそは、その女性イメージをめぐるせめぎあいの中心にあったのである。

2 従軍看護婦のイメージ

日清戦争開始後、従軍を願う女性たちがすべて看護婦として戦地へ赴くことを希望したわけではなく、なかには兵士として参加しようとする動きも見られたことは、『婦人矯風雑誌』における次のような記述から推測できる。

日清戦争は一國の人心をして動揺せしむ。動揺は自然に人をして男女の均一を認識せしめて曰く、此国難に際しては、婦人たるものもまた男子と同じく、國に尽くす実なからざるへからずと。多情多感なる我婦人は、固より此の督促を待たずして、已に奮起して織手國に尽さんとせり。其の兵士を恤みて物を送らんとするが如き、自ら揮つて看護婦たらんとするが如きは是也。然りと雖も往々、狂奔して其の正經を失したる挙動に至ては、吾人容易に首肯する能はず。石川県の某女が鎖鎌を携へて自ら従軍を希ふたりと云うが如きは、即ち是なり〔中略〕婦人もまた決して其職分を忘れて、世の識見なき小新聞の挑発に乗じて、長刀、鎖鎌の従軍を希ふが如き逆性の挙動あるべからず。徐ろに内にありて、國に尽くすを忘るべからず²⁷⁾

また同号の別の記事においては「日清戦争につきては、折々婦人にして従軍を願ふものを出すより、歴史上にも此かる事ありやと問ひ合さるゝ人少なからず」と述べて歴史上にみる「女兵」の例を挙げ、「唯だ夢にも忘るべからざるは、婦人の職分は此かる事にはあらずして、他に尽くすべきもの少なからざる事にぞある。吾等今ま、このアポロニア〔女兵の名——引用者〕の事を思ふと、看護婦の業を初めたるナイチンゲールの事を思ふと、何れか人類の爲めに善き働らきを為し得たりしかを比較する事を怠るべからず」と付け加えている²⁸⁾。次号の巻頭論説においても、ある薄給の巡査が

召集された後、その妻が赤十字社の看護婦となった例を美談として挙げ、「婦人はみだりに女軍等を作りて、からさわぎするより、日常の生計を営むこと、此の夫人の如くなるこそ好ましけれ」と論じられている。²⁹⁾これらの記述に共通の特徴は、第一に、記事の執筆者が『婦人矯風雜誌』の読者は「女兵」に関心を持っていると捉えていること、³⁰⁾第二に、そうした社会的関心をふまえて「女兵」の従軍へ向けた動きを牽制しようとしていること、第三に、従軍する女性像として「女兵」と看護婦を対比させた上で、看護婦を賞賛していることである。

このように従軍看護婦のイメージは「女兵」との対比において表現されたが、別の一面において従軍看護婦と対置させられたのは娼婦たちである。³¹⁾看護婦の従軍をめぐることは、陸軍首脳部において患者と看護婦との間の性的トラブルが懸念され、一時は日清戦争の救護班に看護婦を導入する意見が拒絶されたこともある。³²⁾この陸軍の拒絶について『婦人矯風雜誌』は、次のように論じている。

さて陸軍には、如何にして婦人を用いざるの議論ありしやと云ふに、兎角婦人が、男子を看病する時は、少なからぬ弊害を起しかちなるが故なりと云ふにありき、婦人の信用の薄すきこと、如何になげかわしからずや。〔中略〕時と場合によりては、己が生命にもかゝることを覚悟して、必死の働きを為せる、心雄々しき婦人すら、世間の信用を得ざること、かくの如しとは、なげかわしきかぎりならずや。こはつまり、或る一種の婦人が、我國の信用と面目を傷つけしが故に、引きて一般の不信用を来たせしことにして、これを取り返し、真の婦人の面目を立つるには、此の度選ばれて行き給へる看護の婦人の負へる任なれば〔後略〕³³⁾

ここで従軍看護婦に対比させられている「或る一種の婦人」とは、この時期の矯風会が「海外醜業婦」問題をくり返

し論じていることから推して、海外の日本人娼婦のことを指していると考えられる。そしてここでは娼婦とは異なる存在としての「真の婦人」が「心雄々しき婦人」と表現されていることが重要である。³⁴ 男性兵士とは異なる存在としての女性が論じられるときには「男子には男子の世界、女子には女子の世界あれば、互に他の領分を侵さざるをよしとす」として、「男子」と「女子」との間に明確な境界線が引かれるのであるが、娼婦との対比においては、むしろ看護婦たちの「雄々しさ」が強調されるのである。「婦人は天性愛情濃かにしていかに堪え難き処にても能く堪え忍ぶ者なれば、病人に事ふるには尤も適當なる者なり」と看護婦の〈女らしさ〉が強調されたかと思えば、その同じ記事において「事ある日は弾丸雨飛の間にも進み行くべきものなれば平素の修養こそ大切なれ」と〈男並み〉の「修養」が求められる。³⁵ こうして〈女らしさ〉と〈男並み〉が同時に求められる従軍看護婦のイメージには、日清戦争開戦にともなう社会の急激な変化によって引きおこされたジェンダーの混乱が、そのまま反映しているのである。

しかしこの困難な社会的要請に応えようとする看護婦という存在は、模範的な「真の婦人」として称えられ、矯風会機関誌においては理想的女性像として描かれた。「看護」という仕事は、前述のように専門職としての看護婦のみならず、すべての女性たちが担うべき役割とされたために、看護婦は憧憬の対象であると同時に、親しみの持てる存在でもあった。『婦人新報』においては、現役看護婦による記事として、各家庭における伝染病予防等についての解説が掲載されている。³⁷ 矯風会機関誌の読者にとって看護婦とは、日常のくらしに役立つかたちで「衛生」や「看護」についての専門的知識を与えてくれる存在であり、そのように与えられた知識を日常生活に活かすことによつて、読者も自ら「衛生」的存在となりうるとされたのである。また「看護の如きは、其初め世人が著しく冷評したるにか、わらず、日清戦争となるや、多くの婦人はふるつて看護婦たらんとして、矯風会の願は、実行されました。凡そ此等は、社会の人が承知しても、せんでも、矯風会の主義が直接に勝利を得たので〔後略〕³⁸」という表現に見られるように、看護婦が女性の

理想的姿と捉えられる社会状況こそ「矯風会の主義」の「勝利」であるとも論じられていたのである。

3 〈文明／野蛮〉論と「女権拡張」

日清戦争期の矯風会は、「衛生」という概念を、看護婦という具体的な女性像として呈示したが、「衛生」および、その「衛生」概念に含まれる「禁酒」、「禁煙」は、「文明」という概念と結びつけて論じられている。また、その「文明」の対極にあるのは「野蛮」であり、日清戦争は「野蛮」な清と朝鮮を「文明」へと導くための戦いとして正当化された。矯風会の機関誌において「衛生」が論じられるとき、その「衛生」という語の指す内容は、時代ごとに変化している。たとえば、一八九二年七月の「東京婦人矯風会規則」では、矯風会の部会は、風俗部、衛生部、政權部、慈善部、禁酒部、教育部の六つに分かれており、「衛生」と「禁酒」は別の問題としての扱いである。しかし日清戦争が始まった直後の一八九四年九月、矯風会は婦人衛生会に向けて、次のような声明を發した。

我等、謹しみて、婦人衛生会の方々に望む。願はくは此の際、全国の民をして、衛生の上より禁酒、禁煙の利を知らしめ、給はんことを。我國にて清國と、戦端を開きたるにつきて多くの軍費を要することは、已に明白の事にして衛生会の方々も、それぞれ献金、看護、其他種々、此事に力を尽くし給ふたる事は、我等の聞く所なれども、信用あること、衛生会の如き所より、衛生上よりして、禁酒、禁煙の利を示めし、且つ之を以て、省く所の費用を、國事に用ゆる様にと、世にすゝめ給はず、其愛國の実は、貴婦人方、一人一人の献金よりも大なるものあるべしと存す。

「禁酒、禁煙」を「衛生」概念と結びつけるよう、矯風会は婦人衛生会に向かつて進言したのである。そして酒や煙草に用いる「冗費」を省き、それを軍費に替えることが「愛国」的行為だとされた。矯風会はまた自らの組織においても「衛生課」の中に「禁酒、禁煙」を位置づけて、とりわけ「禁酒」を「衛生」論から説明しようとした。「アルコー」⁴⁰ 其他の有害物は、真の生命力を減ずものにして、人身を不具废物となすなり」と論じられ、「飲酒すれば渴し渴すれば飲水せざるべからず是起病の第一因なり〔中略〕飲酒するときは其情欲の動くに従ひて或は暴飲となり或は暴食となり或は不良の生水を飲み〔中略〕或は傾腐の魚菜を食するに至る是れ起病の第二因なり此の二大因以て飲酒の悪疫に密接の關係あるを知るべし」と、半ば強引に「飲酒」と「悪疫」を結びつけた説さえ紹介されたのである。

日清戦争期に「禁酒」や「禁煙」という課題がことさらクローズアップされたのは、酒や煙草が阿片に類似するものと捉えられたためである。「酒は阿片の如し」と例えられ、「支那人」が阿片を吸う様が描写されるとき「恰も我國民の酒器を所持するが如く、悉く烟器を自宅に置き家族交々之を喫す」と表現されて、そのような阿片とのイメージ上の類似性ゆえ、日本国内における「禁酒」が最重要課題とされたのである。

この時期、阿片はまさに「野蠻」の象徴であり、阿片を用いる人々としての「支那人」は「野蠻人」として非難された。

支那人が諸外国に行きてアクセク働く所を見れば感心する人もあれど扱その儲け溜めたる錢を引ツさらひ本國に持帰りて何に費すやと其用法を探索すれば爰に全く野蠻人のお里の知れて人をして嘔吐を催さしむるものあり〔中略〕得たる金は悉皆阿片と妾と売薬との購入費に当て阿片と女色とを恣にして終に死に至るを以て無上の快樂とせり⁴¹

また、清や朝鮮の社会の特徴として、一夫一婦制が確立せずに妾を置いたり、女性が商品のように売買されて「玩弄物」視されているということがくり返し論じられ、それらもまた、「野蠻」である証拠と捉えられた。たとえば次のような表現である。

支那の婦人は憐れ慕なきは勿論、殆んど父母よりは、子として見られず、社会よりは同胞人類として見られず、等しく一個の商業品として見らるゝものなれば也⁽⁴⁶⁾

腕力あるものが、他人の妻を誘引て帰さざるなどの風もおびたゞしく、支那に儒教あれども婦人の生涯は実に野蠻人の如くして、憐れはかなきは到底日本婦人の心にては想像の出来ぬ事多しと知るべし⁽⁴⁷⁾

韓人が一方には女を目して善く働く重宝の道具と為し乍ら、一方には之を己が玩弄物とする也⁽⁴⁸⁾

朝鮮のあり様の浅ましきを見ん人は、其のあさましき原因の一として、男女の道乱れて、女子は男児の玩弄物に過ぎず、男子逸して、女子のみ、労働するを見らるゝなるべし⁽⁴⁹⁾

しかしこの時期、日本国内においても、法律上の妾制度は廃止されていたが、⁽⁵⁰⁾ 実質的な廢妾には至っていない⁽⁵¹⁾。また、公娼制度下の娼妓たちは廢業さえ自ら決定することができない状況にあったため、「自由廢業」、すなわち娼妓たちの「身体の自由」を求める法廷闘争が始まったのは、ようやく一八九九年のことである。つまり女たちを「物品」の

ように売買し「玩弄」していたのは清や朝鮮だけでなく、日本も同様であった。そしてその日本の状況は欧米でも報じられており、それらの報道に接した日本人は、自分たちもまた「支那人」と同様の「野蛮人」とみなされることに危機感を抱き、次のように論じた。

近頃英國文壇の勇将スラツド氏の論評せし如きは、予輩の注意すべき価値あるものと信ず。氏曰く

日本の戦闘力は已に第一流の位に進みたり〔中略〕左れども日本が假令泰西の武器と學術を以て装ふとも、其中心に於ては依然たる亜細亞的なれば、今回収むる勝利の結果は〔中略〕欧州或は太平洋に於ける者と同じ方向には進まざるべし。何なれば凡て一國の文野を計る好尺度は、婦人の地位なるが、日本人の之に對する觀念は、主として野蛮的なればなり〔後略〕

予始め之を一読して憤然、再読して悄然、三読して赧然たりしが、忽ち無量の想念に驅られ、嗚呼是れ誰の罪ぞやと覺えず長大息を發せり。⁵²

近日米国の或新聞中に、我征清の連戦連勝を賞賛して後ち、日本は実に文明の義軍なれば、大捷を得るは当然の事なれども、只惜むらくは其の國俗男子の婦女を圧抑し、一夫一婦の制度だに立ざるは、未だ真の文明にはあらずと論じたり。豈に遺憾の至りならずや⁵³

欧米諸国から日本が「真の文明」ではなく「亜細亞的」、「野蛮的」と見なされるといふことは、日清戦争を「義戦」とし、日本軍を「文明の義軍」とするための根柢を揺るがしかねない大問題であった。日清戦争における日本の勝利は

「我が国民の品格、先づ支那国民の品格に勝ちたるによりて勝ちしなり」と説明され、「日本と支那と戦つて、日本が勝ちを得たといふ事を以て、固より東洋に於ける文明進歩の紀元と為すことに於て躊躇しませぬ」と論じられたため、その「文明國」であるはずの日本が、国内における女性の地位ゆえに「野蛮的」であり「亜細亞的」であると欧米から評價されることは、避けるべき事態であつた。したがつて、軍事力という「物質的文明」のみならず、「精神的の仕事」が必要であると論じられ、その「精神的の仕事」こそ「女権拡張」であると論じられたのである。

「女権拡張といふことは婦人の社会に参預すべき、社会の仕事に預かるべき区域を段々広くして行くといふこと」と定義されたため、日清戦争時の看護婦の活躍は、「女権拡張」の流れ、すなわち日本が「文明國」であることの証明となるはずであつた。しかしこの点については、次のように報じられている。

嘗て清國との戦争に付て斯う云ふ事を評した外國人がございました、あれは倫敦評論か何かに出て居つた、「日本は支那と戦ひをして支那人は敵であるけれども傷ついた者は赤十字社病院で療治をする又其者に能く憐みを掛けた〔中略〕誠に日本人は徳義を以て仁愛を以て此戦に当たる様に見えるがあれは或は或はどうか知らぬ〔中略〕日本人は文明國だと言はれない、文明の虚名を釣らうといふ様な考から出来て偽善的の仕事をするのでは無からうか」と言つて疑問を下した者があつた、私共は実に此事を以て憤慨に堪えなかつたのであります〔中略〕地体が野蛮であつて夫に文明の鍍金をしたといふものであれば忽ちはげて仕舞ふが今日の世の中のやり方は多く野蛮台の文明鍍金の様である、さう云ふことで無しに是が日本人の中心から起つて例えば亜細亞全州に文明の光を放つ中心は日本であると云ふことにならなければならぬ。

つまり、看護婦等、一部の女性が「女権拡張」の流れとして現れるだけでは「野蛮台の文明鍍^{めつき}金」のようなものであって、海外においては「文明の虚名を釣^つる行為だとみなされかねないため、真に日本が「文明の光を放つ中心」だと評価されるためには、看護婦の活躍だけに限定されない、いっそうの「女権拡張」が必要だと論じられているのである。その「女権拡張」は、具体的には「仕事を拡張して行くことであるとして、小学校教員、郵便電信の事務および書記会計、医者、新聞記者、手芸的業務などへの女性の就業が推奨された。⁶¹⁾ すなわち、「婦人の職業」の領域拡大が「文明」の条件だとされた。この時期、「野蛮」としての清や朝鮮と「文明」としての欧米諸国の中間に日本を位置づける言説は珍しくないが、その構図は「女権拡張」論にもあてはめられ、⁶²⁾ それゆえ『婦人新報』には欧米諸国における女性たちの職業進出が報じられている。

このような〈文明／野蛮〉論の構図において、従軍看護婦という存在は、日本を「亜細亜的」「野蛮的」な清や朝鮮と差異化するための最初の足場であった。「わが文明の曙光は先、兵術に映じ、次いで医術に輝けり」と論じられたように、⁶³⁾ 日清戦争の勝利が兵術による「物質的文明」を示し、その次に重要なのは医術の領域であると考えられた。その医術の世界で働く女性としての看護婦のイメージは、単に医療技術の進歩のみならず、女性としていち早く職業を得た「女権拡張」の先駆けとして、また酒や煙草の有害性を排除し社会を「衛生」化する者として、⁶⁴⁾ そして敵味方をわけへだてなく看護する国際的ルールに則る者として、「文明」の象徴であるとみなされた。そして、さらなる「文明」化への課題として、看護婦以外の「婦人の職業」の職種拡大が論じられたのである。

おわりに

本稿は、日清戦争期の矯風会機関誌において論じられた内容を分析してきた。しかし、書かれたことを分析するのと同様に重要なのは、何が書かれなかったかを明らかにすることである。結論から言えば、その欠落点とは、第一に、日本国内における公娼制度の問題であった。一八八〇年代後半には矯風会は積極的に廃娼運動に関与していたが、やがて一八九〇年頃から廃娼運動の中で女性たちが周縁化され、日清戦争期の矯風会機関誌においては、国内問題としての公娼制度への言及は少なくなっている。前述のように慈愛館の設立等、女性たちへの「職業授産」によって娼婦を減らすとすると具体的な取り組みはみられるものの、娼妓を実質的に公認している政治のありかたを問う言説はほとんど見られないのである。代わりに頻繁に論じられたのは清や朝鮮の矯風問題と海外在住の日本人「醜業婦」問題である。矯風会会員に向けては「内国の廃娼よりも、外国の醜業婦人を廃することが、尚更此節の時代の必要と思ふ（「マヤ」）です。内国の恥は、自分の内の恥です、之よりも外で以て、我國の恥を曝すことは、実に恐るべきこと（65）で〔後略〕と国外に目を向けるよう促し、「朝鮮の内地向て廃娼の運動を試むべし（67）」と海外における廃娼運動の必要が説かれた。しかしこの時期、国内においては全国的な廃娼どころか、廃娼県である群馬においてさえ、存娼派による遊廓復活運動が続いていたのである。（68）

第二の欠落点は、戦争が国内の（弱者）にもたらした負の側面についての記述である。日清戦争から十年後、日露戦争に際して幸徳秋水は、従軍看護婦として負傷兵を世話したいと希望したり「男なれば妾は真先に出陣しますのに」と嘆いたりする女性たちの例を挙げながら、次のように論じた。

成程勇ましい考である。若し戦争なるものが世の中の婦人に利益を与えるものであるならば、それはもうあらゆる手段を講じて戦争を奨励する必要がある。併し乍ら不幸にして其戦争が婦人に害悪を持来すならば、一瞬の遅速を争うてもこれを遠く人生の外に放逐してしまはねばならぬ〔中略〕先づ昔時からの歴史に就て見よ。戦争は婦人に此の利益をも寄与しては居らぬ^⑩。

彼は続けて論じる。戦争は「殺風景な女子」としての「女豪傑」は出したかもしれないが、乱世にあつては「優美なる紫式部」のような「才媛」の出た例はない。今日の日本婦人の「戦争に対する気丈な覚悟は成程勇しからう」。「妻は良人が出征の首途にまづ注文して曰く、『沢山敵の首を取つて来て下さいよ』と。果然戦争てふ殺伐の空気が、終に世の女性迄も同化し去つたのである。併し、この殺伐の気を社会では持離す」。「戦争なき世には男子の腕力はかりが左程に必要とも思はれまい。婦人の天賦の性情は、此時に至つて初めて尊重せられ、渴仰せられ、そこに爛漫たる花は開くであらう」と^⑪。

現時点においてこの幸徳の女性論を読めば、「優美」さを女性の「天賦の性情」としている点など、あまりに単純な本質主義であるようにも思われる。しかし、戦時には「男子の腕力」を優劣の判断基準とする「殺伐の空気」に、女性たちもまた「同化」されるといふ指摘は、本稿の論じた日清戦争期の社会にも当てはまる。日清戦争期には、たしかに「女権拡張」が高唱されたが、前述のように、それは「雄々しき婦人」の賛美であつた。しかし、男女を問わず「雄々しく」も「勇ましく」もなりえなかつた人々が、戦時下どのように扱われたのかという点については、矯風会機関誌は何も説明していない。

日清戦争期の矯風会機関誌においては、従軍看護婦を日本人女性の理想とし、そのイメージに女性たちを限りなく近

づけてゆこうとすることで、「野蛮人」とは異なる「文明的で「衛生」的な（強者）としての自画像が描き出された。しかしその自己イメージが、「野蛮人」とみなされた人々の殺戮をとめない、内なる（他者）の意識的あるいは無意識的な隠蔽によって成りたつものであったことは、いまでも記憶されるべきである。

- (1) 「日清戦争と女性」というテーマをめぐる先行研究として、村上信彦『明治女性史(三) 女の職業』(講談社文庫、一九七七年)、千野陽一『近代日本婦人教育史―体制内婦人団体の形成過程を中心に』(ドメス出版、一九七九年)、亀山美知子『近代日本看護史Ⅱ 戦争と看護』(ドメス出版、一九八四年)、川口啓子『従軍看護婦派遣への道程に関する研究ノート(一)』(『創発』二号、二〇〇四年)、早川紀代編『戦争・暴力と女性2 軍国の女たち』(吉川弘文館、二〇〇五年)、人見佐知子「日清戦争期の婦人軍事援護団体―加東郡婦人報公会を事例として―」(『神戸大学史学年報』二〇号、二〇〇五年)を参照した。
- (2) 日本婦人矯風会は、その団体名が示すように、女性中心の団体として発足した。しかしその矯風会の機関誌においても、男性の執筆者は少なくない。とくに本稿が扱う日清戦争期には、本稿に引用した記名記事からも明らかのように、男性執筆者による記事が多い。なお、会の名称の変遷については、日本キリスト教婦人矯風会編『日本キリスト教婦人矯風会百年史』(ドメス出版、一九八六年)二一四頁、参照。
- (3) 『婦人新報』一八九五年四月二八日号に掲載された女子授産所の広告中の一節。
- (4) 拙稿「日清戦争前後の『家庭雑誌』―英雄伝を物語る母／膨張する国家―」西田毅・和田守他編『民友社とその時代 思想・文学・ジャーナリズム集団の軌跡』ミネルヴァ書房、二〇〇三年。民友社と矯風会は、その人脈が重なっており、たとえば民友社の『家庭雑誌』の実質的な編集者であった竹越竹代は、一八九三年には矯風会の副会頭になっている。そのため『家庭雑誌』と矯風会機関誌とは、執筆者や記事内容に共通点が多い。
- (5) 「婦人の職業」『婦人矯風雑誌』第二号、一八九三年二月二日。
- (6) 軍人遺族の慰問活動については、「日清事件に付き、各自多少の金員を投じ、本邦戦死者、遺族慰問の爲め、一小冊子并に矯風雑誌一部宛を、各所に散在する遺族を尋送付す。(官報に附て調らぶ)已に発したる分、一千五百、内遺族より謝状并に本人の写真を送るもの二葉、其他礼状は数十通なりき」と記録されている(『日本婦人矯風会年会広告』『婦人新報』第三号、一八九五年四月二八日)。
- (7) 「婦人矯風雑誌の志ざし」『婦人矯風雑誌』第一号、一八九三年一月二日。

- (8) 「朝鮮婦人の風俗」『婦人矯風雑誌』第二二号、一八九四年一〇月四日。
- (9) 同前。
- (10) ひなの女「欧米にては矯風問題は既に政治家の眼に入れり」『婦人矯風雑誌』第一〇号、一八九四年八月二日。
- (11) 「労働問題と婦人問題」『婦人矯風雑誌』第二一号、一八九四年九月二日。
- (12) 「職業授産所」としての慈愛館は、一八九四年からその設立のための募金活動が活発化し、一九〇〇年に本格的な活動を開始した(社会福祉法人慈愛会編『慈愛寮百年のあゆみ』ドメス出版、一九九四年)。
- (13) 天野恭太郎「海外に於ける我が國婦人の状態」『婦人矯風雑誌』第一〇号、一八九四年八月二日。
- (14) 「子守」もまた、その職業化が試みられていた。矯風会は、一八九〇年六月、「子守学校」を開校し、修学期間一年、週に三時間の課程で、話し方や唱歌などの実践的課題から生理学・解剖学まで、月謝は無料で教授したとのことである(『東京婦人矯風雑誌』二七号、一八九〇年七月一九日)。
- (15) 一八九八年、看護婦学校が開校されたが、その設立の経緯には矯風会会員、婦人衛生会会員が数多く関わっていた(亀山美知子「女たちの約束 M・T・ツル」と日本最初の看護婦学校」人文書院、一九九〇年)。熱心な矯風会会員であり東京看護婦講習所の教師・大関和は、一八九九年、矯風会の姉妹会として大日本看護婦人矯風会を創設し、看護婦たち約二〇〇名を組織している(同、二九八頁)。また、看護婦学校の実習所である衛生園では、前述の慈愛館の入所者の中から、看護婦を志願する者を受け入れ、看護教育を行っていた(同、三〇〇頁)。その後、実際に看護婦として働き、看護婦人矯風会の会員となった者もいたという(前掲社会福祉法人慈愛会編『慈愛寮百年のあゆみ』、六九頁。つまり、看護職は娼妓の「更正」後の「正実の職業」として想定されていたが、その職域を拓くこと自体が矯風会の人々によって担われていた。後に看護職は、産婆や裁縫教師、家事奉公などの職とともに、経済的自立を望む女性たちの受け皿となっていく(村尾昭子「派出看護婦のあゆみ」近代女性史研究会編『女たちの近代』柏書房、一九七八年。早川紀代『近代天皇制国家とジェンダー』成立期のひとつのロジック』青木書店、一九九八年。二二五、二五四頁)。
- (16) 「婦人職業案内(其二)」『婦人新報』第三号、一八九五年四月二八日。
- (17) 同前。
- (18) 前掲亀山「近代日本看護史Ⅱ 戦争と看護」、三〇頁。
- (19) 「看護婦戦地に行かんとす」『婦人矯風雑誌』第九号、一八九四年七月二日。

- (20) 「婦人従軍を願う」『婦人矯風雜誌』第一〇号、一八九四年八月二日。
- (21) 「衛生」論と「家庭」論の関係については、前掲拙稿「日清戦争前後の『家庭雜誌』——英雄伝を物語る母／影張する国家——」参照。
- (22) 「講義録に就きての注意（附本新報前号の批評）」『婦人新報』第一三号、一八九六年二月二十九日。
- (23) 塚越芳太郎「婦人の衛生的知識」『婦人新報』第七号、一八九五年八月二八日。
- (24) 同前。
- (25) 「看病の修行」『婦人新報』第一七号、一八九六年六月一日。
- (26) 「婦人の信用と面目」『婦人矯風雜誌』第二二号、一八九四年一〇月四日。
- (27) 竹越与三郎「国難と婦人」『婦人矯風雜誌』第一三号、一八九四年一月二日。
- (28) 「東西の歴史に見ゆる軍隊に加はりし婦人（婦人の陸軍少将）」『婦人矯風雜誌』第一三号、一八九四年一月二日。
- (29) 「賞むべき婦人」『婦人矯風雜誌』第一四号、一八九四年二月八日。
- (30) このことは、日清戦争開始以前の矯風会機関誌において海外における女性の軍隊参加への動きに関する記事がみられることから裏付けられる。たとえば「開化國の婦人軍」『東京婦人矯風雜誌』第四九号、一八九二年六月三〇日、「娘子の軍隊」（同前）。
- (31) 内藤寿子は、太平洋戦争下の従軍看護婦についての論考の中で、従軍看護婦とは（皇軍の兵隊）にはなりえなかった（女の兵隊）であり、同時に（慰安婦）を（名譽男性）としての視線によって下位に置くことで自らの矜持を保った女性たちであったと指摘している（内藤寿子「戦争と看護——従軍看護婦の位相——」前掲早川編『戦争・暴力と女性2 軍国の女たち』所収）。そのように従軍看護婦のイメージが兵士と娼婦との対比において形づくられる構図は、本稿が論じる日清戦争期にも既に見られる。
- (32) 前掲亀山『近代日本看護史Ⅱ 戦争と看護』、三〇～三二頁。
- (33) 前掲「婦人の信用と面目」。
- (34) この時期の看護婦に「雄々しき」という形容詞が用いられるのは矯風会機関誌に限った特徴ではない。亀山美知子は『女学雑誌』や『日本赤十字』の記事を分析して、看護婦に対して「雄々しき」「凛々しい」「勇敢にも」といった表現が用いられていることを指摘している（前掲亀山『近代日本看護史Ⅱ 戦争と看護』、四九頁）。
- (35) 山田寅之助「婦人の世界」『婦人新報』第五号、一八九五年六月二八日。
- (36) 前掲「看病の修業」。このことは、村上信彦による元従軍看護婦の女性への聞き取りによっても裏付けられている。村上は、日清戦争時に

従軍看護婦だった大塚光という女性から聞き取りをし、彼女たちの下着が当初から腰巻きではなく「パンツ」であったことを明らかにして、その理由を「当時の看護婦は兵隊なみの訓練を受けたからである」と述べている(前掲村上「明治女性史(二三)女の職業」、二七二―二七八頁)。また亀山美知子は、看護婦たちは兵士同様に「軍人勅諭」「軍人礼式」「読法」などの理解を余儀なくされたと論じている(前掲亀山「近代日本看護史Ⅱ 戦争と看護」、三八頁)。

- (37) たとえば、林ふみ子「伝染病予防について」『婦人新報』第四号、一八九五年五月二八日、大関和子「婦人と衛生」『婦人新報』第八号、一八九五年九月二八日。
- (38) 竹越与三郎「日本婦人の三世相」『婦人矯風雑誌』第一四号、一八九四年二月八日。
- (39) 「婦人衛生会に望む」『婦人矯風雑誌』第一一号、一八九四年九月二日。
- (40) 「日本婦人矯風会年會廣告」『婦人新報』第三号、一八九五年四月二八日。
- (41) 「生理学、理学の上より酒を論ず」『婦人矯風雑誌』第三号、一八九四年一月二日。
- (42) 斎藤陸軍中尉「軍隊と酒に就きて」『婦人新報』第八号、一八九五年九月二八日。
- (43) 「生理学、理学の上より酒を論ず」『婦人矯風雑誌』第四号、一八九四年二月二日。
- (44) 「阿片烟の嗜好」『婦人新報』第七号、一八九五年八月二八日。
- (45) 「好む所は唯亜片と妾」(『時事新報』からの転載記事)『婦人矯風雑誌』第一〇号、一八九四年八月二日。
- (46) 一劍萬里生「支那婦人の生涯」『婦人矯風雑誌』第二三三、一八九四年一月二日。
- (47) 同「支那婦人の生涯(二)」『婦人矯風雑誌』第一四号、一八九四年二月八日。
- (48) 「夫は化粧し妻は働らく國」『婦人矯風雑誌』第一三三、一八九四年一月二日。
- (49) 「朝鮮蕃妾の弊風」『婦人矯風雑誌』第一四号、一八九四年二月八日。
- (50) 小山静子「明治啓蒙期の妾論議と廢妾の実現」総合女性史研究会編『日本女性史論集9 性と身体』吉川弘文館、一九九八年。
- (51) 黒岩涙香が『萬朝報』で「弊風一斑 蕃妾の実例」を連載し、「紳士たちの「蕃妾」、すなわち実質的な一夫多妻の実例を次々に暴いたのは一八九八年のことである(黒岩涙香「弊風一斑 蕃妾の実例」社会思想社現代教養文庫、一九九二年)。
- (52) 望月与三郎「代表的婦人の出づべき時機」『婦人新報』第一号、一八九五年二月二八日。
- (53) 駒場の野守翁「真の文明國を作れ」『婦人新報』第三号、一八九五年四月二八日。

- (54) 前掲竹越「国難と婦人」。
- (55) 小室重弘「婦人矯風会にての演説」『婦人新報』第一五号、一八九六年四月二八日。
- (56) 同前。
- (57) 同「婦人矯風会にての演説(続)」『婦人新報』第一六号、一八九六年五月二八日。
- (58) 同前。
- (59) 同前。
- (60) 同前。
- (61) 井深樗之助「一夫多妻主義の弊害」『婦人新報』第二三号、一八九六年二月二九日。
- (62) たとえば「婦人使用の好成绩」『婦人新報』第一五号、一八九六年四月二八日、「医師としての婦人」『婦人新報』第二六号、一八九七年三月一五日、等。
- (63) 別所梅之助「医家に寄す」『婦人新報』第四号、一八九五年五月二八日。
- (64) 看護婦のみならず女医もまた「文明国」の象徴であった。「文明国の女医」『婦人新報』第三号、一八九五年四月二八日。
- (65) 拙稿「廢娼運動への女性の参加と周縁化——群馬の廢娼請願から全国廢娼同盟会設立期まで」『女性史学』第一七号、二〇〇七年(印刷中)。
- (66) 緒方仙之助(演説内容)「醜業婦に付きての所感」『婦人矯風雜誌』第一〇号、一八九四年八月二日。
- (67) 増野悦興「時事雑感(特に矯風会員諸君の注意を促す)」『婦人矯風雜誌』第一二号、一八九四年九月二日。
- (68) 伊藤秀吉『日本廢娼運動史』(復刻版、原著は一九三一年発行)不二出版、一九八二年、一四九〜一五〇頁。
- (69) 幸徳秋水「婦人と戦争」『軍国之婦人』(復刻版、原著は一九〇四年発行)大空社、一九九二年。
- (70) 同前。